

第 20 期第 21 回西部海区漁業調整委員会の概要

- 1 日 時 平成 27 年 3 月 6 日（金）午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 青森市 アラスカ会館 2 階「ガーネット」
- 3 出席者 委員 13 名（欠席 2 名）
県 水産振興課 2 名、
鱒ヶ沢水産事務所 2 名
むつ水産事務所 1 名、
事務局 3 名



4 概 要

○議案の審議 3 件

【 議 案 】

(1) 西部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について

青森県農林水産部長より、サクラマスそ上親魚保護のための深浦町追良瀬川河口周辺海域における操業制限に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとした。

委員会指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[西部海区漁業調整委員会指示第 4 号](#)をご覧ください。

(指示案の要旨)

- 1 制限海域及び制限期間においては、小型定置漁業、固定式さし網漁業、はえなわ漁業及び一本釣り漁業を営んではならない。
- 2 制限海域及び制限期間においては、竿釣及び手釣により水産動物を採捕してはならない。
- 3 制限期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日まで

(2) 西部海区管内におけるまき餌づりの指示について

青森県農林水産部長より、遊漁によるまき餌づり禁止に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとした。

委員会指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[西部海区漁業調整委員会指示第 5 号](#)をご覧ください。

(指示案の要旨)

1 まき餌づりの制限

次の禁止区域においては、遊漁によるまき餌づりをしてはならない。

(禁止区域)

西津軽郡深浦町横磯・深浦・広戸・追良瀬地先、五所川原市十三地先、北津軽郡中泊町小泊地先、東津軽郡今別町今別・浜名地先、東津軽郡今別町褓月地先、むつ市脇野沢地先

2 遊漁者等の遵守事項

遊漁者等が水産動植物を採捕する場合は、漁業者の操業を妨げないようにしなければならない。

3 指示の有効期限

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(3) 西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろ等流し網漁業の操業の指示について

西北水産振興会長より、西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろ等流し網漁業の操業禁止に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとした。

委員会指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[西部海区漁業調整委員会指示第 6 号](#)をご覧ください。

(指示案の要旨)

- 1 青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線以西の青森県西部海区沖合海域において、マグロ、ブリ、サメ、サンマ、イワシ又はサバをとることを目的とする総トン数五トン未満の動力漁船を使用して行う流し網漁業の操業を禁止する
- 2 禁止期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで